

香川県条例第26号

香川県立アリーナ条例

(設置)

第1条 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興並びに交流人口の拡大及びにぎわいの創出を図るための施設として、香川県立アリーナ（以下「県立アリーナ」という。）を高松市に設置する。

(利用の許可)

第2条 県立アリーナを利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料の納入)

第3条 県立アリーナを利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 県立アリーナの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 教育委員会は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

(1) 県立アリーナの平等な利用が確保されること。

(2) 県立アリーナの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、県立アリーナの効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) その他県立アリーナの設置の目的を効果的に達成するため教育委員会が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、第2項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

5 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に従い、県立アリーナの維持管理その他の教育委員会規則で定める業務を行うものとする。

6 県立アリーナの管理を指定管理者に行わせることとした場合における県立アリーナに係る第2条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「教育委員会の」とあるのは、「指定管理者の」とする。

(利用料金の収受)

第5条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第9条 第5条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第3条の規定は、適用しない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、県立アリーナの管理運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第1項から第4項まで、第6条、第7条、別表及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、指定管理者の指定に関し必要な行為をすることができる。

3 県立アリーナを利用しようとする者は、施行日前においても、第2条及び第4条第6項の規定の例により、利用の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第2条の許可を受けたものとみなす。

4 指定管理者は、施行日前においても、県立アリーナの維持管理に関し必要な行為をすることができる。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

5 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1	略			1	略		
2	公の施設の使用料			2	公の施設の使用料		
(1)～(34)	略			(1)～(34)	略		
(35)	香川県立 東山魁夷せと うち美術館	略		(35)	香川県立 東山魁夷せと うち美術館	略	

(36) 香川県立 アリーナ	メインアリーナ使 用料		
	アマチュアスポ ーツの場合		
	入場料を徴収 する場合	午前9 時から 午後9 時まで	615,600円を超えない 範囲で教育委員会規則 で定める額
	入場料を徴収 しない場合	午前9 時から 午後9 時まで	121,200円を超えない 範囲で教育委員会規則 で定める額
	アマチュアスポ ーツ以外の場合		
	入場料を徴収 する場合	午前9 時から 午後9 時まで	2,299,200円を超えな い範囲で教育委員会規 則で定める額
	入場料を徴収 しない場合		
	営利を目的 とする場合	午前9 時から 午後9 時まで	1,235,100円を超えな い範囲で教育委員会規 則で定める額
	営利を目的 としない場 合	午前9 時から 午後9 時まで	782,400円を超えない 範囲で教育委員会規則 で定める額
	サブアリーナ使用 料		
アマチュアスポ ーツの場合			
入場料を徴収 する場合	午前9 時から 午後9	162,000円を超えない 範囲で教育委員会規則 で定める額	

<u>入場料を徴収しない場合</u>	<u>時まで</u> <u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>40,800円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>アマチュアスポーツ以外の場合</u> <u>入場料を徴収する場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>799,500円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u> <u>営利を目的とする場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>464,100円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>営利を目的としない場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>264,300円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>武道施設使用料</u> <u>専用利用の場合</u> <u>アマチュアスポーツの場合</u> <u>入場料を徴収する場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>57,600円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>15,600円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>アマチュアスポーツ以外の</u>		

<u>場合</u>		
<u>入場料を徴収する場合</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>177,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u>		
<u>営利を目的とする場合</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>105,900円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>営利を目的としない場合</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>80,700円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>専用利用でない場合</u>	<u>1人につき1回</u>	<u>440円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>メインアリーナ交流エリア使用料</u>		
<u>専用利用の場合</u>	<u>1平方メートルにつき1時間当たり</u>	<u>12円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>会議室使用料</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>4,810円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>トレーニングルーム使用料</u>		
<u>専用利用の場合</u>	<u>午前9時から午後9時</u>	<u>9,450円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>

専用利用でない 場合	時まで 1人に つき1 回	440円を超えない範囲 で教育委員会規則で定 める額
特別観覧室使用料	午前9 時から 午後9 時まで	45,690円を超えない範 囲で教育委員会規則で 定める額
控室使用料	午前9 時から 午後9 時まで	16,350円を超えない範 囲で教育委員会規則で 定める額
ホワイエ使用料 専用利用の場合	1平方 メートルに つき1時 間当た り	7円を超えない範囲で 教育委員会規則で定め る額
駐車場使用料	1台に つき20 分当た り	100円を超えない範囲 で教育委員会規則で定 める額
駐輪場使用料	1台に つき1 日当た り	200円を超えない範囲 で教育委員会規則で定 める額
附属設備及び器具 の使用料		別に教育委員会規則で定める額
空調設備の使用料		別に教育委員会規則で定める額
照明設備の使用料		別に教育委員会規則で定める額
メインアリーナ、サブアリーナ又は武道施設の準備 又は撤去のために使用する場合、施設を分割して使 用する場合、午前、午後その他使用時間を分割して		

使用する場合、午前9時前又は午後9時後の時間において使用する場合その他教育委員会規則で定める場合の使用料並びに電気特別使用料及び水道特別使用料は、別に教育委員会規則で定める。

第2表 略

第2表 略

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 6 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例(昭和39年香川県条例第28号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略 (1)～(9) 略 <u>(10) 香川県立アリーナ</u>	地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。 (1)～(9) 略

別表(第5条、第6条関係)

施設等	単位	金額
メインアリーナ		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	64,130円
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	12,630円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	239,500円
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	128,660円
営利を目的としない場合	1時間当たり	81,500円
サブアリーナ		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	16,880円
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	4,250円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	83,280円
入場料を徴収しない場合		

営利を目的とする場合	1 時間当たり	48,340円
営利を目的としない場合	1 時間当たり	27,530円
武道施設		
専用利用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	6,000円
入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	1,630円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	18,440円
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1 時間当たり	11,030円
営利を目的としない場合	1 時間当たり	8,410円
専用利用でない場合	1 人につき 1 回	440円
メインアリーナ交流エリア		
専用利用の場合	1 平方メートルにつき 1 時間当たり	12円
会議室	1 時間当たり	4,810円
トレーニングルーム		
専用利用の場合	1 時間当たり	980円
専用利用でない場合	1 人につき 1 回	440円
特別観覧室	1 時間当たり	4,760円
控室	1 時間当たり	1,700円
ホワイエ		
専用利用の場合	1 平方メートルにつき 1 時間当たり	7 円
駐車場	1 台につき 20 分当たり	100円
駐輪場	1 台につき 1 日当たり	200円
附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額	
空調設備	別に教育委員会規則で定める額	
照明設備	別に教育委員会規則で定める額	
電気特別使用料及び水道特別使用料の額は、別に教育委員会規則で定める。		